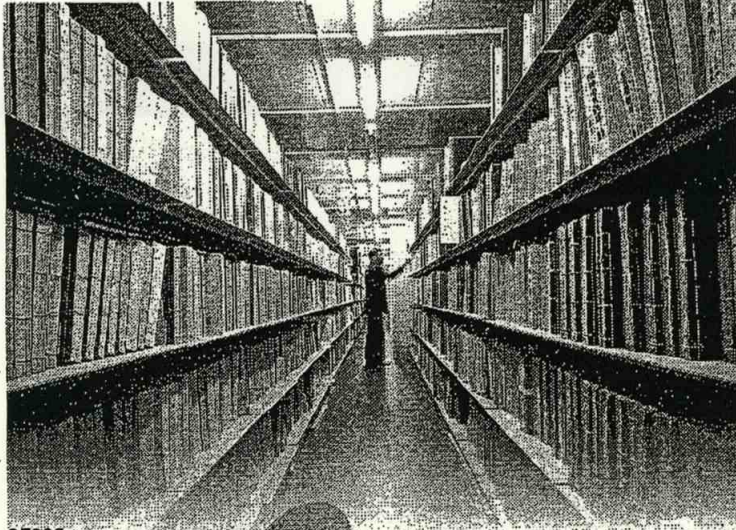


守れ 歴史の手がかり

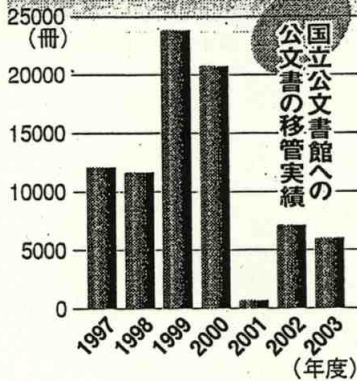
公文書保存へ政府動く

中央官庁▽公文書館 移管基準を明確化へ

政府が公文書管理に本腰を入れ始めた。国立公文書館(東京・北の丸公園)への移管基準があいまいなため、霞が関の各官庁が安易に廃棄したり、移管を先送りしたりしているためだ。後世に残すべき「歴史の手がかり」を守るべきであるか。



膨大な量の公文書が保存されている国立公文書館(東京・千代田区で)



国立公文書館と茨城県つくば市の分館では、各官庁から移管された公文書五十八万冊と、古書・古文書四十八万冊が、カビや虫食いの防止処理を施して保管されている。室内は結露防止

「記録散逸」に危機感

制度的に各国に遅れている(こと)に加えて、公文書館

関係者が危機感を募らせているのが、中央官庁から公文書館に移管された文書の数が、二〇〇一年四月の情

在の移管基準が「国政上の重要な意思決定を記録した文書を移管する」などと抽象的なことから、各官庁が移管より期間延長を選

また、来年度には、内閣府に専従職員二人を置くほか、保存期間の終了前の文書を省庁横断で管理する「中間書庫」の基本構想を検討する研究会を設置する

省庁が一二十年の保存期間の最終年度に、期間延長や廃棄を含めた選択肢の中から決定する。「国民の目になるべく触れさせたくない」という霞が関官僚の潜在的な心理に加え、現

政府全体の公文書管理に取組む内閣府の川口康裕企画調整課長は「このままでは国の進路に関する政府の意思決定の記録が散逸してしまう」と懸念する。

政府は今月初め、公文書館への移管に関する新たな基準の策定に向け、全官庁で協議を始めた。①保存期間三十年以上の文書や部局長以上の決裁文はすべて移管し、廃棄を認めない②歴史上、重要な政策事項を指

許可なく廃棄できない仕組みだ。日本の公文書館の常勤職員は四十二人。米国二千五百人、英国四百五十人、韓国百三十人よりはるかに少ない。

歴史学者の間には「日本の戦後を知りたいなら、米国の国立公文書館を訪ねた方がよい」という声さえあるほどだ。

業務課補佐が説明する。だが、日本の公文書管理は国際的に遅れている。日本には文書管理に関する法律がなく、廃棄権限は各省庁にある。米、仏、韓

政府の意思決定を国民が監視し、検証する材料となる公文書は、国民の共有財産だ。にもかかわらず、江戸時代や明治時代の古文書に比べ、戦後の重要政策や社会的事件に関する資料は少ない。